桑折町

町道除雪計画

令和８年１１月
桑　　折　　町

目　　次

1.　桑折町を取り巻く状況 ..... - 2 -
1.1.　地形 ..... - 2 -
1.2.　設定条件 ..... - 2 -
1.3.　気温と降水量 ..... - 3 -
1.4.　豪雪地帯等の指定状況 ..... - 4 -
2.　近年の冬季状況 ..... - 6 -
2.1.　令和５年度の状況 ..... - 7 -
2.2.　令和６年度の状況 ..... - 9 -
2.3.　令和７年度の状況 ..... - 11 -
2.4.　【参考】令和３年度の状況 ..... - 13 -
3.　町道路除雪の現状 ..... - 16 -
3.1.　町道 ..... - 16 -
3.2.　除雪対応職員の体制 ..... - 17 -
3.3.　町所有機械 ..... - 17 -
3.4.　除雪作業の種類 ..... - 18 -
4.　町道除雪の方針 ..... - 21 -
4.1.　町道除雪の基本的な考え方 ..... - 21 -
4.2.　作業開始の目安 ..... - 21 -
4.3.　除雪対象路線の考え方 ..... - 22 -
5.4　雪捨て場の配置検討 ..... - 23 -
5.5　町役場職員の体制 ..... - 24 -
5.6　他道路管理者との連携 ..... - 24 -
5.7　町民や関係者との協働 ..... - 24 -
5.8　道路除雪作業に対する意識醸成 ..... - 24 -

1. 桑折町を取り巻く状況

1.1. 地形

桑折町は福島盆地の北部に位置し、西側には半田山を含む奥羽山脈が存在する。



図 1　桑折町周辺の地形

1.2. 設定条件

桑折町周辺に位置する気象庁の観測所は、福島・茂庭・梁川が存在している。

本計画作成にあたり、各種気象情報を幅広く収集している地点が必要であるため、以降は「福島」の観測データを分析対象とする。



図 2　気象庁観測位置図

表 1　霜・雪・結氷の初終日（平均）

要素	雪		霜		結氷	
	初日	終日	初日	終日	初日	終日
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2019	1991～2020	1991～2019
月日	11 月 19 日	4 月 5 日	11 月 12 日	4 月 8 日	11 月 17 日	4 月 3 日

要素	積雪			
	初日		終日	
	≧0cm	≧1cm	≧1cm	≧0cm
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2019
月日	12 月 9 日	12 月 12 日	3 月 23 日	3 月 25 日

以上により、本計画における冬期間は、表１により積雪が生じる平均降雪期間を元に１２月から３月と設定する。

ただし、異常気象等により降雪期間外において降雪・積雪の可能性が生じた際は、町道除雪計画に基づく対応を講じるものとする。

1.3. 気温と降水量

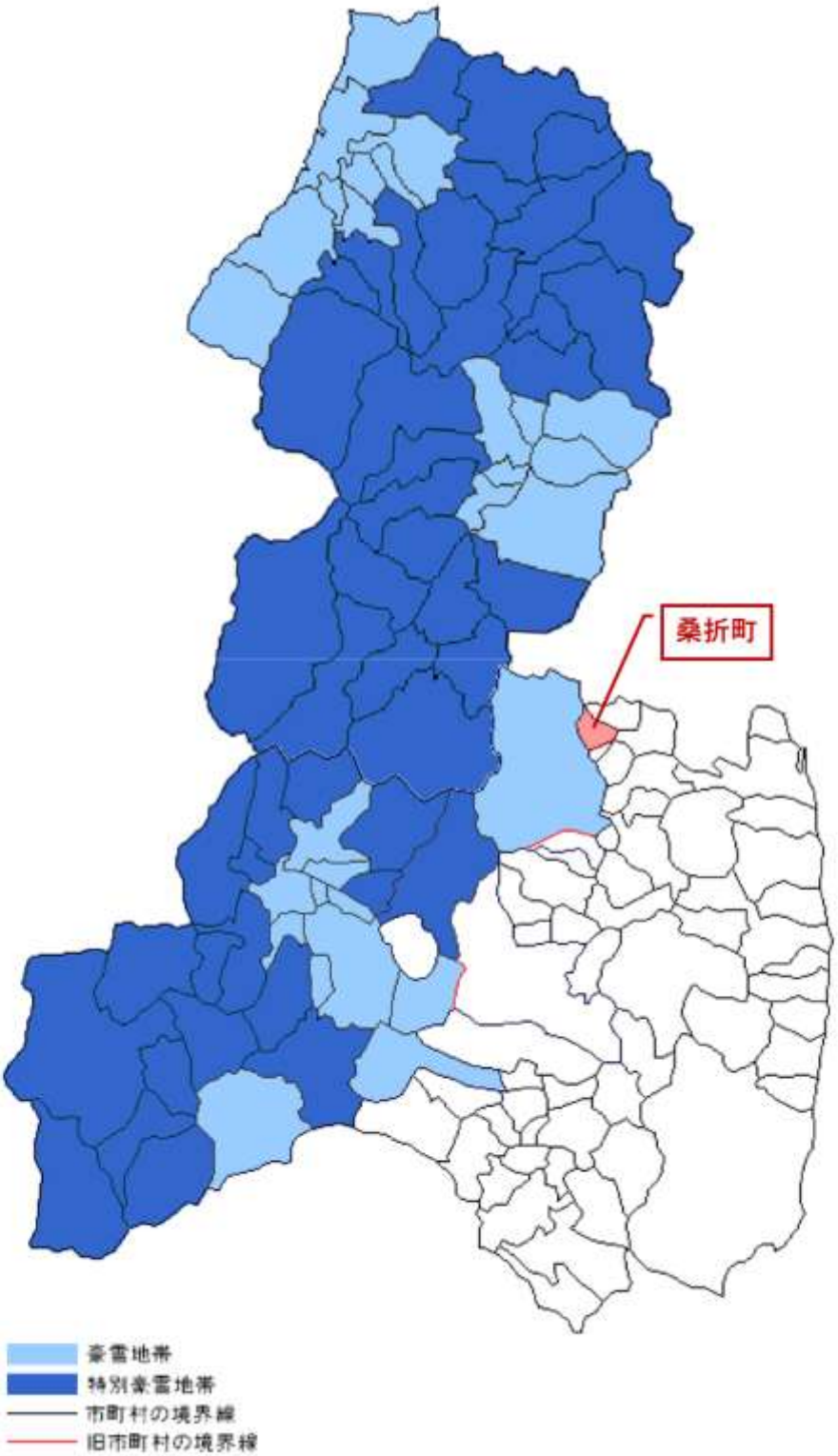
気温は平均最高気温が 31.9 度と 8 月が最も高く、平均最低気温は -1.3 度と 1 月が最も低い。降水量は 7 月から 10 月にかけての期間が年間の 5 割を占め、8 月が最多である。降雪期となる 11 月から 3 月にかけての期間は年間の 2 割と比較的少ない。



図 3　平均気温・月降水量（過去１０カ年平均）

1.4. 豪雪地帯等の指定状況

桑折町は豪雪地域に指定されていないが、隣接する福島市は豪雪地帯に指定されるとともに福島市と隣接している山形県置賜郡は特別豪雪地帯に指定されている。



また、積雪寒冷地の県内指定状況は図４の通りであり、本町は寒冷地に位置付けられている。

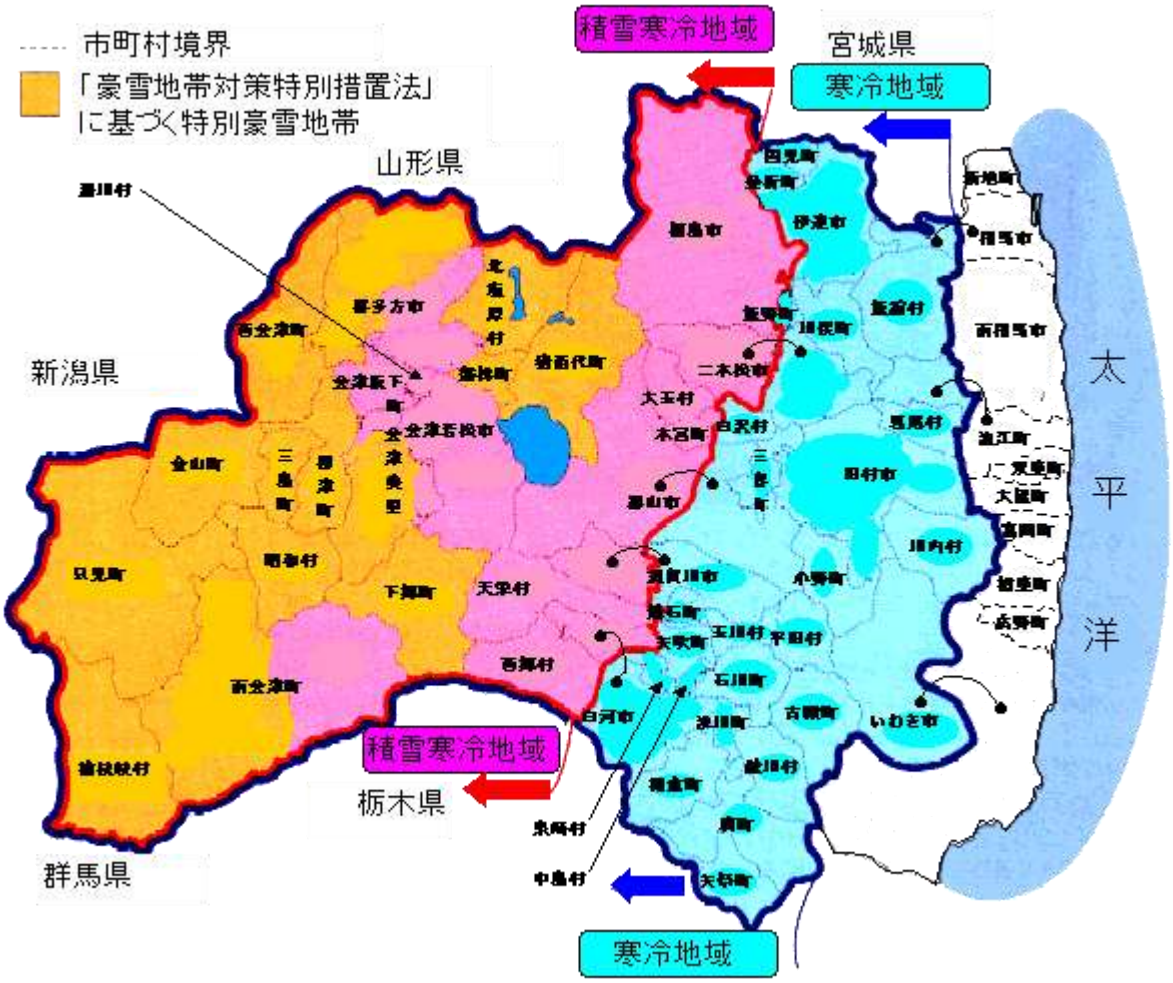


図 4　積雪寒冷地指定状況

出典：https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/sekisetukannrei.html

（参考）

積雪寒冷地域とは？

地域	定義
積雪地域	２月の積雪の最大値の累計平均（最近５年以上の間における平均）が５０ｃｍ以上の地域
寒冷地域	１月の平均気温の累年平均が０℃以下の地域

出典：https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/sekisetukannrei.html

2. 近年の冬季状況

日降雪量については各年かつ日毎に状況が異なり、一定の傾向は確認できない。

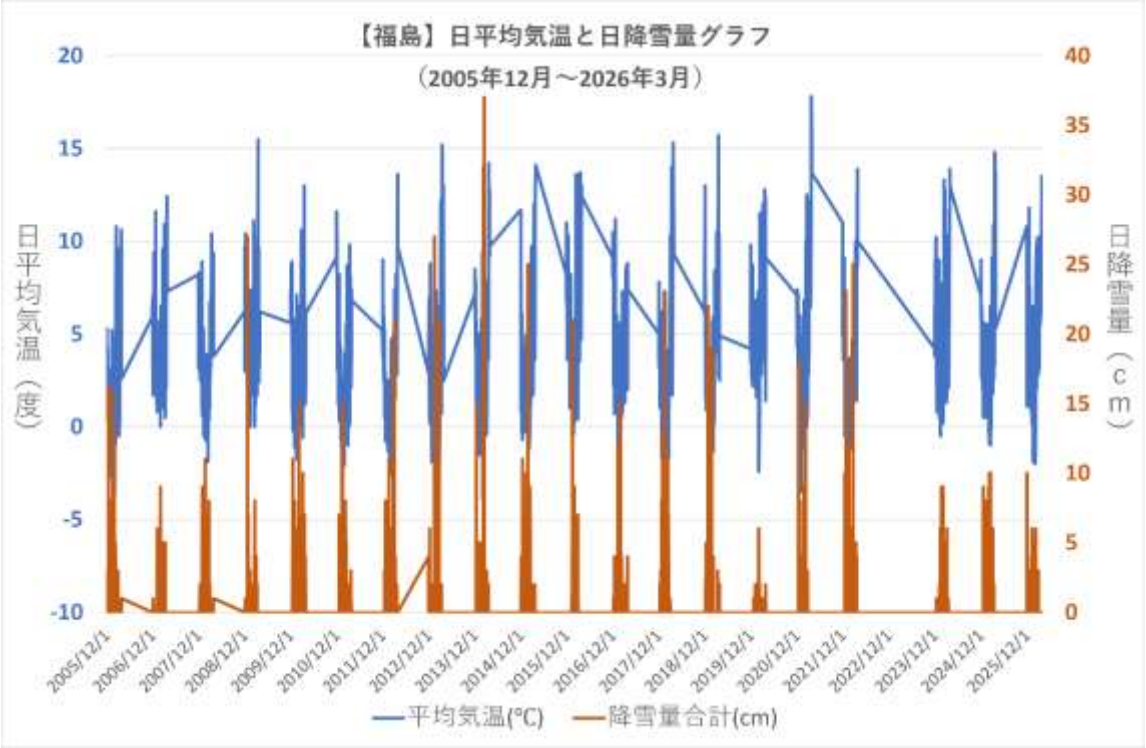


図 5　日平均気温と日降雪量（過去 20 年間）

以降は、直近３ヶ年の令和５年度～令和７年度の状況及び積雪の著しかった令和３年度について整理する。

2.1. 令和５年度の状況



図 6　令和５年度　平均気温・月降水量



図 7　令和５年度　最多風向

気温について、７月から９月、２月が平年を大きく上回り温暖であったが、３月は平年よりも下回った。
降水量について、年間合計は平年並みであったが、月ごとの偏りは大きかった。
風向について、冬期間以外は北東、南南東、北西が多い傾向であり、冬期間は西北西、次いで北西からの日が多い傾向である。

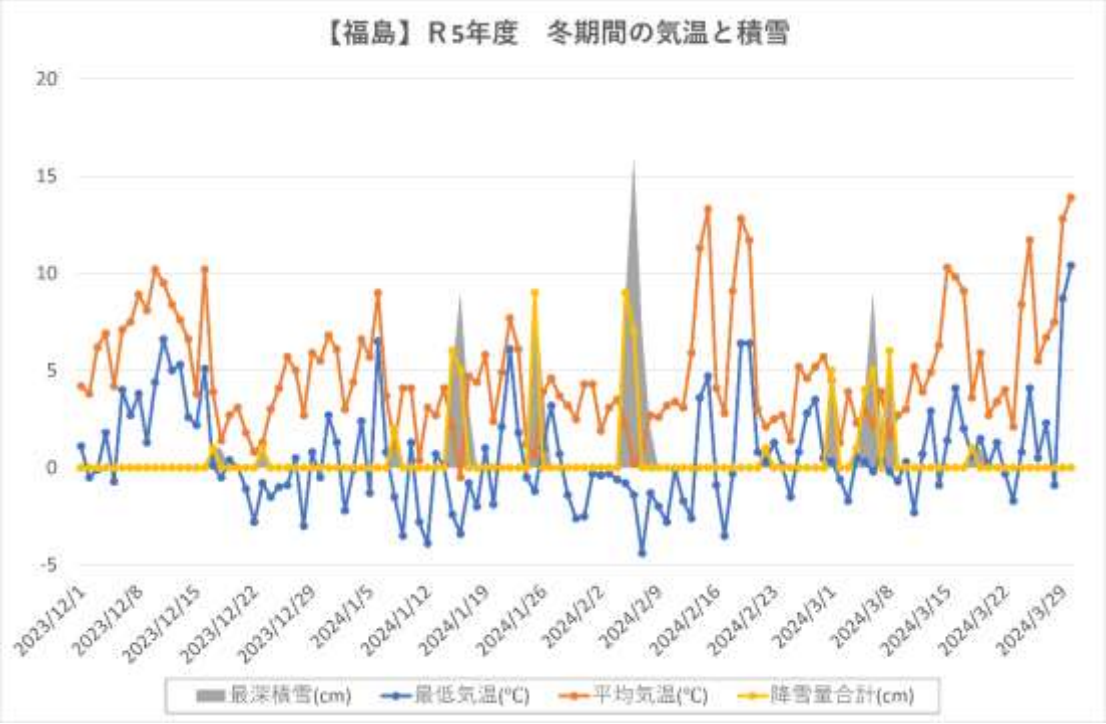


図 8　令和５年度　冬期間の気温と降雪

令和５年度については、２２日間の積雪が観測された。２月上旬に冷え込みが激しく、10cm を上回る積雪となったものの、残雪の影響は比較的少なかった。

2.2. 令和６年度の状況



図 9　令和６年度　平均気温・月降水量



図 10　令和６年度　最多風向

気温について、冬期間外は平年よりやや高く、冬期間は２月が平年を下回った。
降水量について、年間合計は平年を下回り少雨であるが、傾向としては平年並みである。
風向について、冬期間以外は北東、南、北西が多い傾向であり、冬期間は西北西、次いで北西からの日が多く、令和５年度より顕著である。

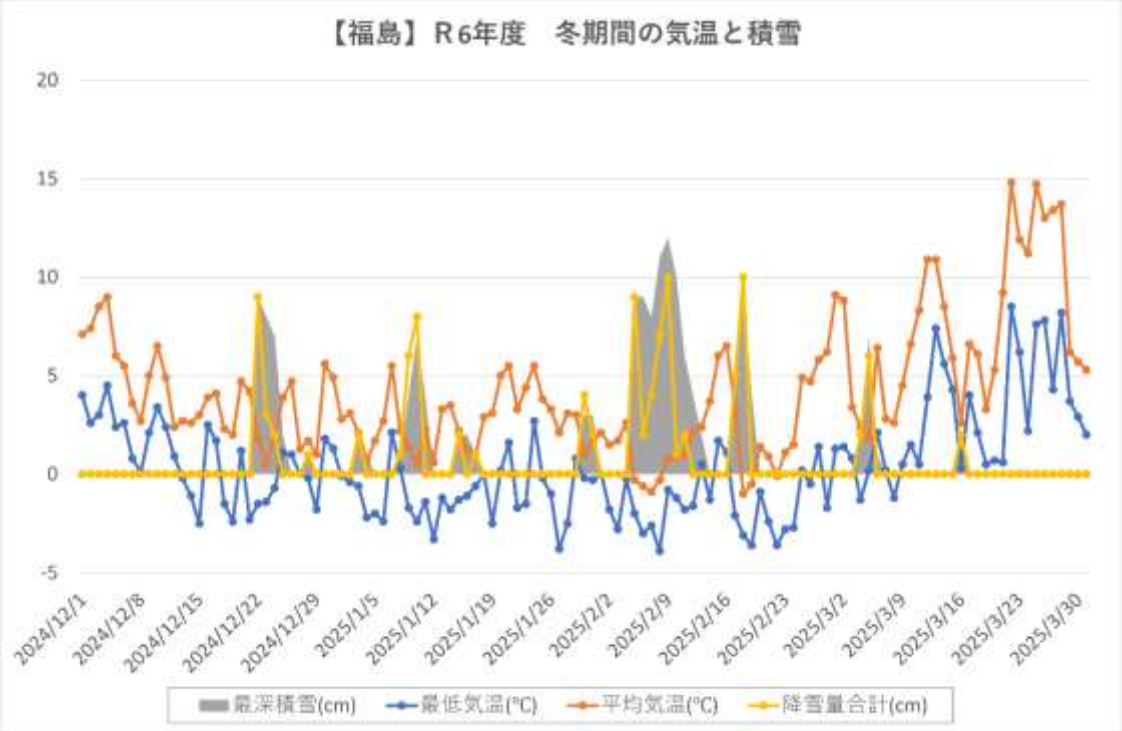


図 11　令和６年度　冬期間の気温と積雪

令和６年度については、３２日間の積雪が観測された。１２月中旬に９cm と、早い段階からまとまった積雪となった。２月上旬には１週間程度まとまった積雪期間となったものの、最深積雪は１２cm に留まり、融雪や圧雪等が進んだと思われる。

2.3. 令和７年度の状況



図 12　令和７年度　平均気温・月降水量



図 13　令和７年度　最多風向

気温について、冬期間以外は６月、７月の高温が顕著であり、冬期間は平年より暖冬傾向であった。
降水量について、高温であった７月の少雨が顕著であったほかは、概ね平年並みであった。
風向について、冬期間以外は北東、北西が多い傾向であり、冬期間は北西、次いで西北西からの日が多い傾向である。

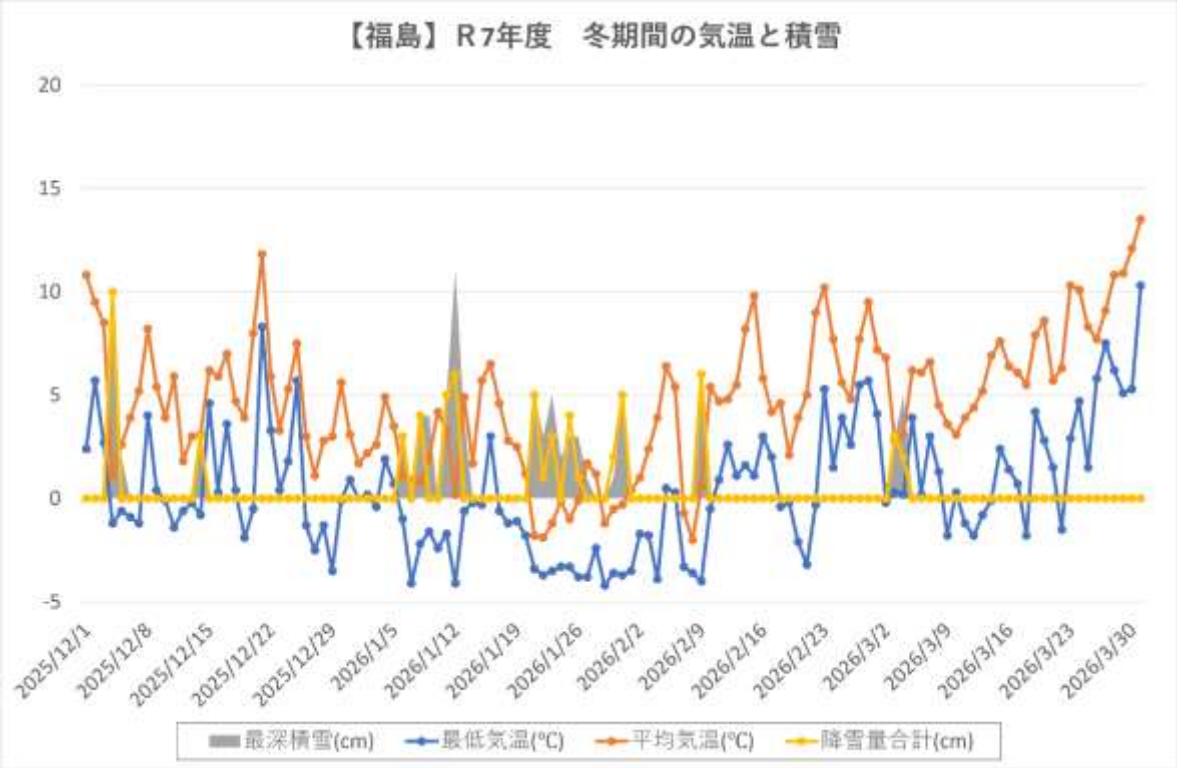


図 14　令和７年度　冬期間の気温と積雪

令和７年度については、２１日間の積雪が観測された。１２月上旬と１月上旬に１０cm 程度の積雪があったが、残雪の影響は少なかった。１月下旬には平均気温が氷点下となる期間が続き、凍結リスクが顕著であったと思われる。

2.4. 【参考】令和３年度の状況



図 15　令和３年度　平均気温・月降水量

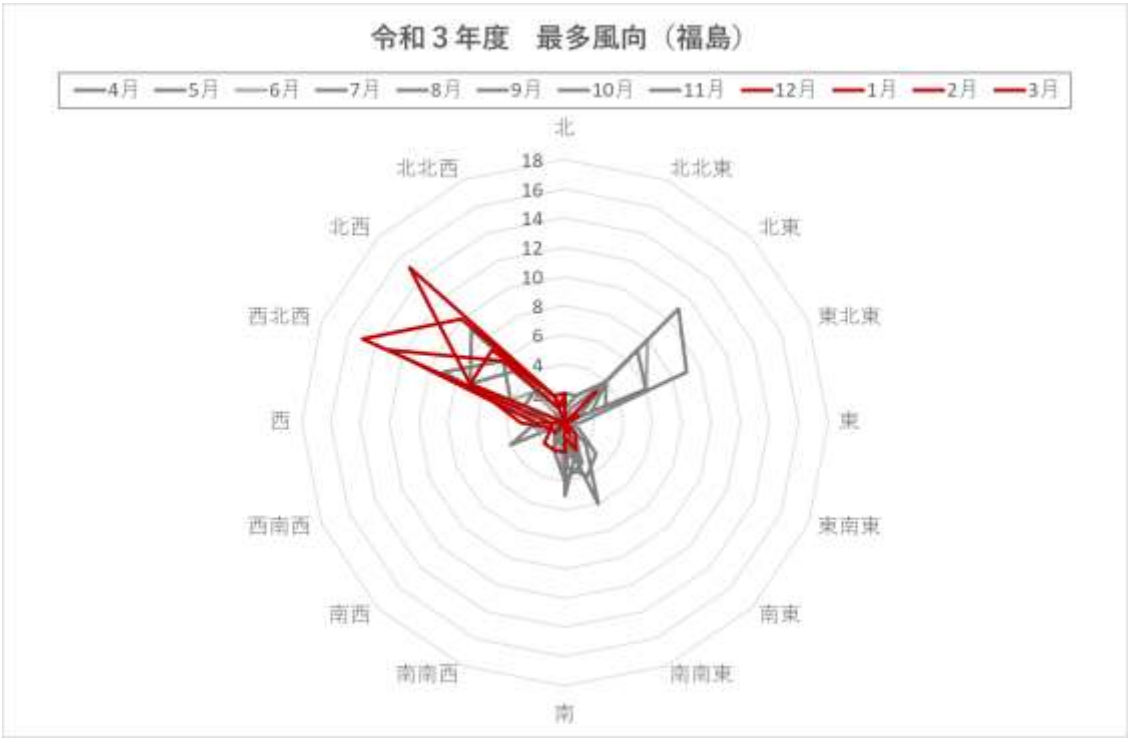


図 16　令和３年度　最多風向

気温について、冬期間以外はほぼ平年並みであったが、冬期間の１月から２月にかけて平年より低温傾向であった。
風向について、冬期間以外は北東もしくは東北東が多い傾向であるが、冬期間は北西～西北西からの日が卓越して多い傾向である。

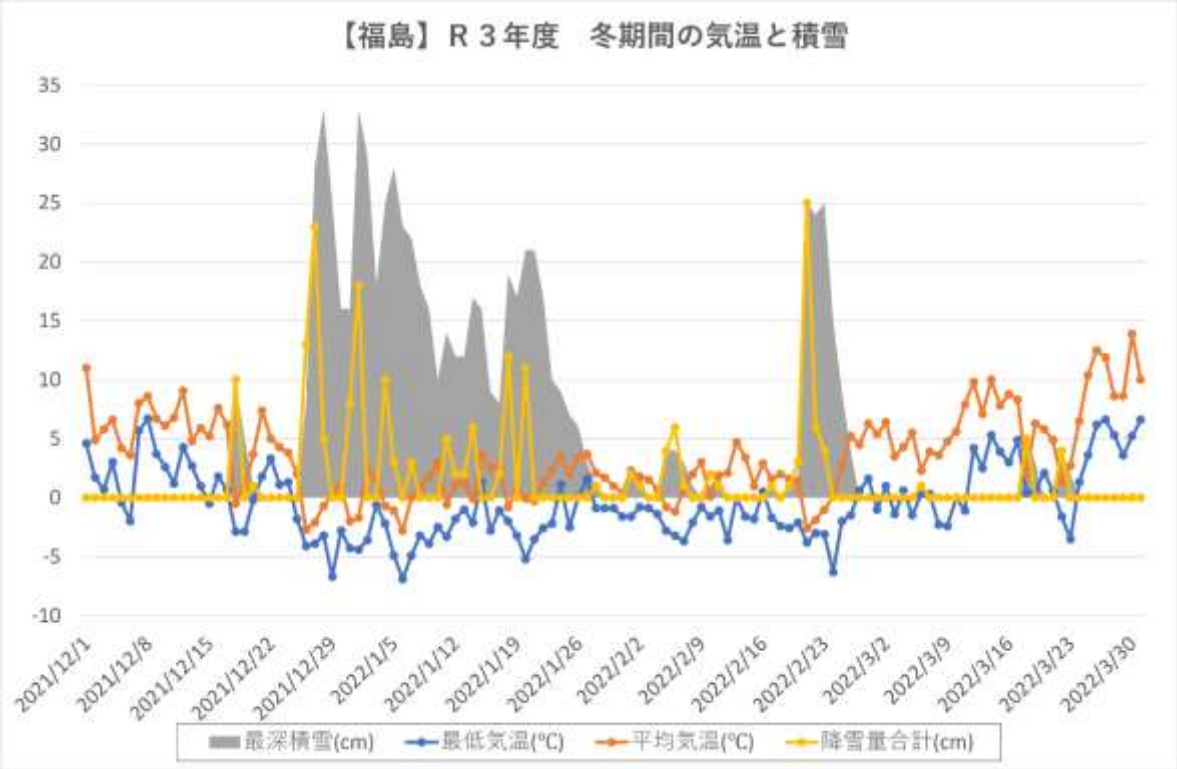


図 17　令和３年度　冬期間の気温と積雪

令和３年度については、５９日間と冬期間の約半分にわたって積雪を観測した。期間を通して低温が続き、降雪後の凍結により融雪が進まなかったことから積雪期間が長期間継続したものと思われる。

上述より分析した結果としては、年度ごとの気象条件により積雪状況が異なってくるため、予め予測することは困難である。
しかし、気象情報を常に収集することや、日本海側の低気圧が発達し大雪ならびに低温注意報などが重複して発令する場合は、積雪が生じる可能性が高い。そのため程度に応じた除雪体制を予め構築しておくことで、積雪による町民生活への影響を低減することは可能であると考えられる。

防災・通学路の状況

緊急輸送路は、国管理の国道４号、県管理の県道浪江国見線、県道飯坂桑折線、県道福島国見線、県道保原伊達崎桑折線、町管理の町道202 号線が指定されている。

指定緊急避難場所として９箇所、指定避難場所として２１箇所が指定されている。

通学路は、各小学校・中学校にて指定通学路が指定されている状況。

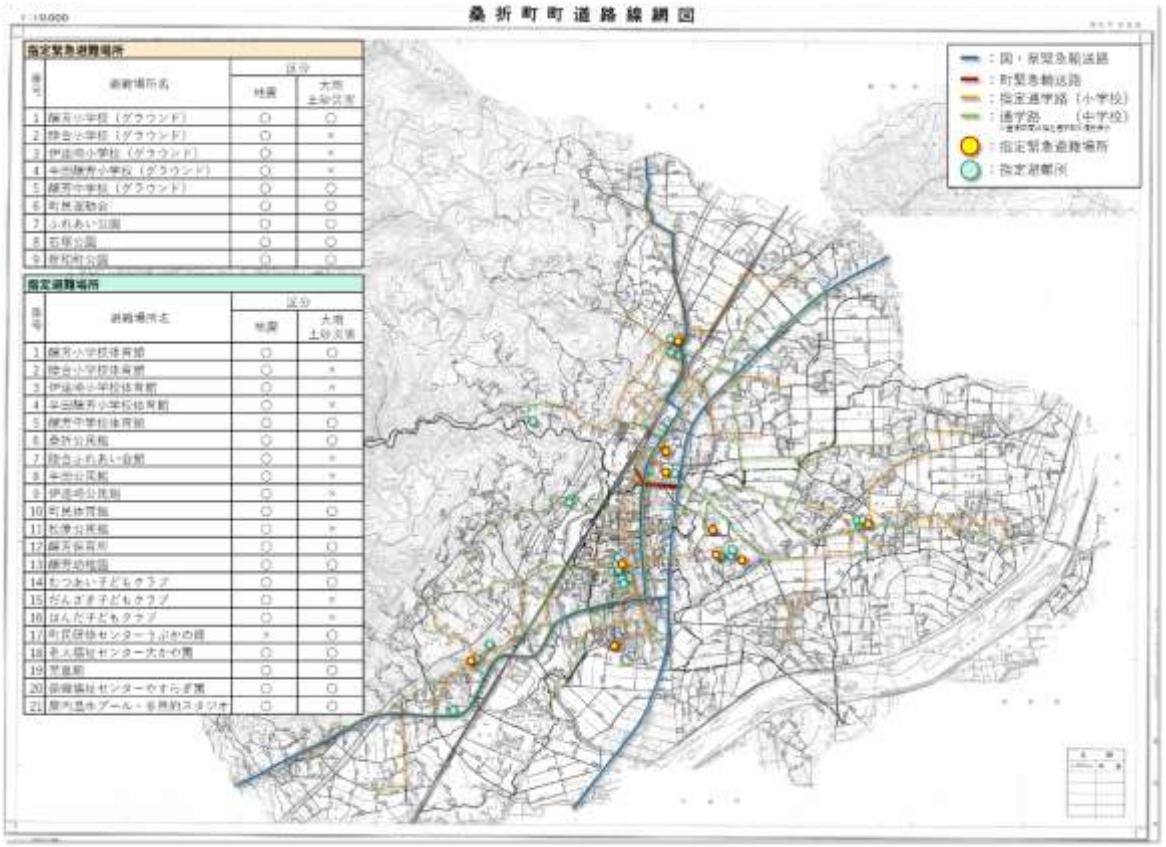


図 18　防災・通学路等の指定状況

【用語の解説】

※緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。

※指定緊急避難場所

津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるもの。

※指定避難所

避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

3. 町道路除雪の現状

3.1. 町道

認定町道路線の合計実延長は、約 299.1㎞ となっている。

表 2　町道管理路線内訳

	路線数	実延長（km）	幅員（m）	
			最大	最小
一級町道	10	24.2797	32.6	2.0
二級町道	19	25.2198	30.0	2.3
睦合地区	235	67.4616	24.4	1.0
桑折地区	153	36.6396	21.2	0.8
伊達崎地区	256	77.8913	24.2	1.0
半田地区	242	67.6117	22.3	1.0
計	915	299.1037		

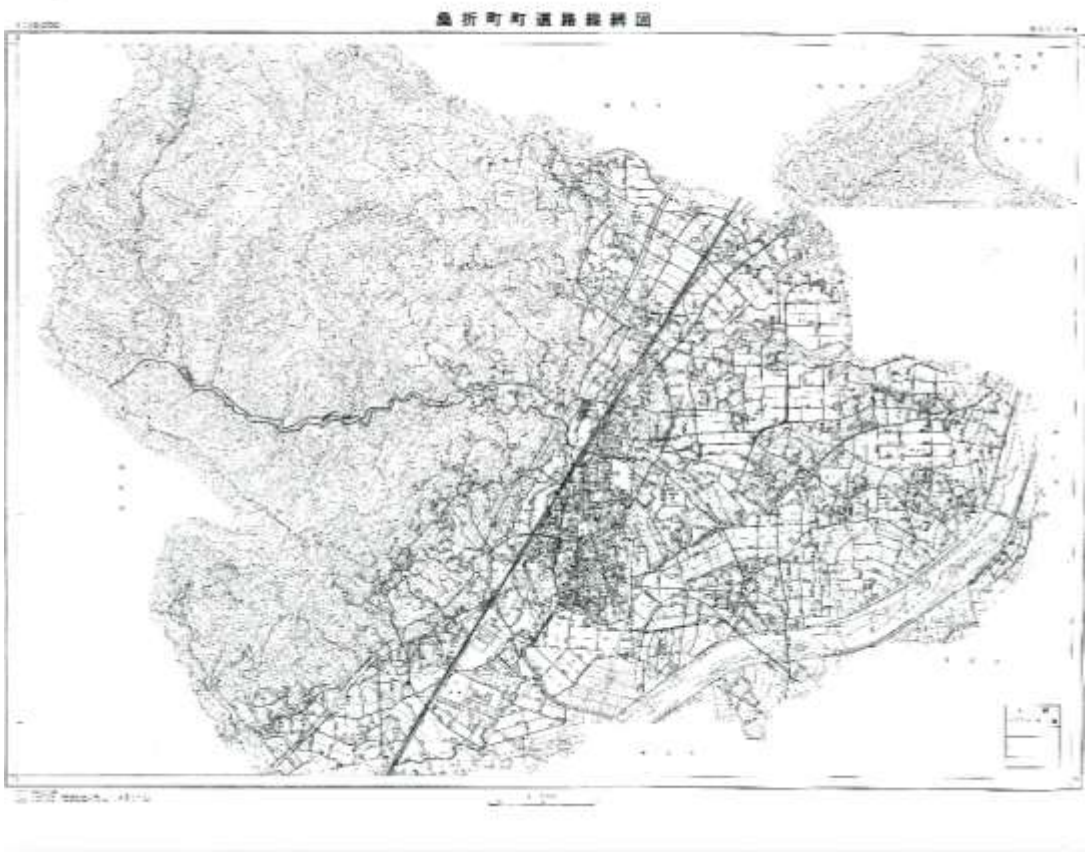


図 19　町道路線網図（令和８年９月現在）

3.2. 除雪対応職員の体制

令和８年度における道路除雪を担う建設水道課内の人員は、１０名である。

表 3　建設水道課　除雪担当人数

課長	課長補佐	係長	主任主査・主査
１名	１名	２名	６名

3.3. 町所有機械

通常期に維持管理作業用として使用している車両を、冬期間は排雪版を装着し除雪作業に用いており、車道除雪用３台、歩道除雪用３台の計６台保有している。

表 4　町所有除雪機械

車　種	台　数	目　的
２ｔトラック	2	車道除雪
ピックアップトラック	1	車道除雪
バギー	1	歩道除雪
ハンドガイド式除雪機	2	歩道除雪
計	6	



２ｔトラック



２ｔトラック



ピックアップトラック



バギー



ハンドガイド式除雪機



排雪板

3.4. 除雪作業の種類

国土交通省　土木工事標準歩掛　道路除雪工の工種区分を参考として定義する。

4.4.1　新雪除雪

新雪を除雪車により路側へ排除する作業をいい、除雪の対象となる雪は、車両などにより圧縮されたり乱されたりする度合いも少なく、また結晶同士の結びつきも小さく、比較的高速作業をなし得る状態にある場合をいう。

新雪除雪



写真出典）　国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所 HP
https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/road/ijikanri/kanri.html



図表出典）国土交通省建設施工・建設機械 HP
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/seibi/jo

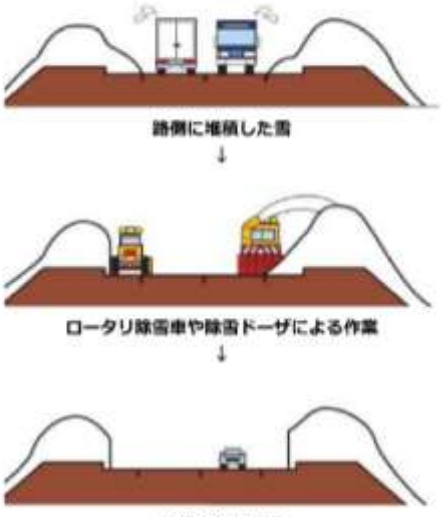
4.4.2　拡幅除雪

幅員の確保並びに次の除雪に備えて、路側に堆積された雪及び地吹雪による吹き溜まりを、さらに外側に排除する作業をいう。



拡幅除雪

写真出典）国土交通省十和田国道維持出張所HP
http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutu/towada/yukimichi/[



図表出典）国土交通省建設施工・建設機械 HP
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/seibi/jo

4.4.3 路面整正

路面上に残された雪の不陸整正、縦断こう配の整形等の作業で、路面上の雪厚も比較的小さく、また、１回の整正厚も薄く、反復整正作業のほとんど伴わない作業をいう。



路面整正

写真出典）国土交通省十和田国道維持出張所HP
http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutai/towada/yukimichi/S



図表出典）国土交通省建設路工・建設機械 HP
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/sebi/jp

4.4.4. 圧雪処理

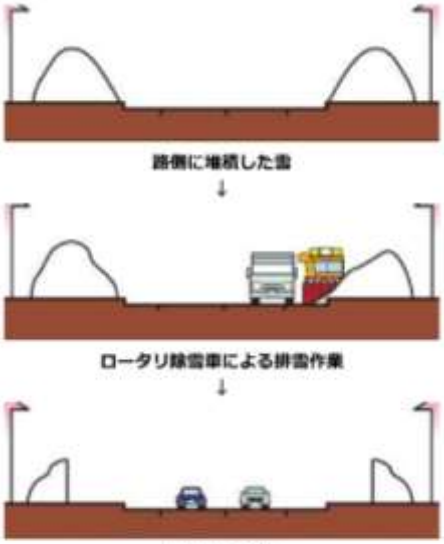
路面上に成長した圧雪又は氷盤を、除去又は削整する作業をいい、専用機械による除去作業の他、反復作業となることが多い。

4.4.5 運搬排雪

人家連坦部等で、路側への拡幅作業が困難となった場合、又はその恐れがある場合で堆積した雪を、他の地点に運搬排除する作業をいう。



運搬排雪
写真出典）　国土交通省北陸地方整備局 HP
https://www.hrr.mlit.go.jp/road/toprunner/development01.html



図表出典）国土交通省建設路工・建設機械 HP
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/sebi/jp

4.4.6 凍結防止

路面上の雪の凍結防止、車両のすべり防止のため砂、凍結防止剤等の散布を行う作業で路面整正、氷盤処理の際の補助散布等の作業形態もある。



凍結防止剤散布

写真出典）国土交通省福山河川国道事務所HP
http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/road/approach/ijikanri/



図表出典）国土交通省建設施工・建設機械 HP
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/seibi/jo

4.4.7 歩道除雪

歩道上の雪を除く作業をいう。



運搬排雪

写真出典）　国土交通省北陸地方整備局 HP
https://www.hrr.mlit.go.jp/road/toprunner/development01.html



図表出典）国土交通省建設施工・建設機械 HP
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/seibi/jo

4.4.8 雪道巡回

路面上の状況を巡回により確認する作業をいう。

4. 町道除雪の方針

4.1. 町道除雪の基本的な考え方

本町は積雪地域ではなく寒冷地に指定されているが、「２．近年の冬季状況」によれば気象条件により路面に降雪がほぼ生じない年度と降雪ならびに低温により路面が圧雪（氷盤）状態となる年度が生じるなど、積雪地帯と比較すれば除雪体制ならびに費用の規模感を事前に設定することが困難な地域である。

町職員のみで除雪機・人員を構築するとした場合、現行体制（車道除雪用機械３台、町道管理延長　約 300km）では豪雪・低温時の対応に不足しており、自動車通行の確保が困難な状況になると危惧される。

そのため、町職員による除雪の他に、降雪期前に除雪機械を有する会社へ出動基準や作業範囲を規定した除雪作業を委託するとともに、町内の道路除雪活動対象者への支援を継続しつつ、「冬期道路交通の確保のあり方に関する検討委員会　提言　持続的な冬期道路交通確保をめざして～連携と協働～　平成 25 年 5 月（以下、提言）」を参考に、今後の取り組むべき方向を定め、自動車通行の確保に努めるものとする。

（参考）

「桑折町道路除雪活動支援要綱」に基づく除雪活動申請者が居住する町内会

本町、陣屋、松原上、田町、久保八幡、大畑、道林、根岸、吉沼、舘沢、下郡下、下半田

「冬期道路交通の確保のあり方に関する検討委員会　提言　持続的な冬期道路交通確保をめざして～連携と協働～　平成 25 年 5 月」

https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/yukimichi/index.html

4.2. 作業開始の目安

本町の気象条件を踏まえると、「２．近年の冬季状況」にて年度により降雪・積雪状況に相違が生じていることから、都度、気象状況に応じた除雪作業が必要となる。

令和３年度における冬季状況のように、路面に積雪が生じた後に低温が続けば、圧雪、氷盤へと状態が変化していき、道路交通へ大きな影響が生じることとなる。

除雪作業の速度は、新雪除雪は最も高速作業が可能であるが、圧雪処理（氷盤処理）ともなれば作業時間かつ費用を要することとなることが想定されるため、気象状況を勘案しつつ圧雪となる前の新雪除雪作業にて対応していく事を基本とする。

【除雪出動の基準】

1.路上積雪が 10 センチメートルを超え、引き続き降雪が予想されるとき。または、気象その他の情報を総合判断して必要があると認めたとき。

2.吹き溜まり、圧雪、路面の雪氷等で交通に支障をきたすおそれのあるとき。

4.3.除雪対象路線の考え方

4.3.1. 気象条件に応じた交通安全確保の考え方

桑折町は寒冷地に指定されており、冬期間は路面が凍結する可能性のある地域である。

そのため、積雪に伴う除排雪のほか、橋梁・曲線部・交差点等におけるスリップ事故を抑制する観点から凍結防止剤等の散布も実施する必要がある。

特に凍結防止剤等の散布箇所については、関係各機関との調整のうえ決定するとともに気象情報を把握しつつ効果的な散布時間帯を判断する。

4.3.2. 豪雪への備え

町が管理する道路は約 300km（令和 8 年 9 月現在）であるとともに、町が所有する車道用の除雪機械は３台となっている。

除雪機械を有する建設会社へ町道除雪作業を委託するとしても提言を踏まえた豪雪への備えを事前に定めておくものとする。

「特定地域・時期への集中的な降雪時には、地方自治体単独の除排雪体制で通常時と同等の除排雪サービスを提供することは困難である。このため、地方自治体においては、現有体制で可能な最低限除排雪すべき路線の選定、路線別の除排雪優先順位付け、及び路線別の除排雪水準の設定等を行い、豪雪時の除雪計画としてあらかじめ定めておくべきである。（提言　４．豪雪への備えより）」

4.3.3. 路線別の除排雪優先順位

積雪時でも早期に町民生活を維持する目的から、除雪対象路線のうち車道と歩道に区分したうえで除排雪優先順位を設定する。

表 5　除排雪優先順位

	区分	優先順位	内訳
車道	緊急輸送路	1	緊急輸送路に指定されている路線
	孤立集落	2	代替路線がなく通行不能となることで孤立集落が発生する路線
	避難所	3	指定緊急避難場所、指定避難場所へアクセスする路線
	交通結節点	4	主要な交通結節点（駅、バス停）へアクセスする路線
	生活道路	5	上記以外の道路（狭隘道路を除く）
歩道	緊急輸送路	1	緊急輸送路に指定されている路線の歩道
	通学路	2	通学路に指定されている道路の歩道
	一般歩道	3	上記以外の歩道

5.4　雪捨て場の配置検討

豪雪時においては、路側への拡幅作業が困難になった場合、又はその恐れがある場合において堆積した雪を他の地点に運搬排除する必要がある。

しかし、作業の効率上及び費用の観点から運搬排雪を頻繁に実施することは困難であることから、町道上の積雪を新雪除雪作業時より地権者の了承を事前に得たうえで投雪することを基本とする。

しかし、人家連坦地部等においては道路外への投雪が困難な区間も存在することから、道路内への更なる堆積が困難となると想定される状況となれば、町内に予め設置を検討する雪捨て場への運搬排雪を検討する。

なお、関係機関や土地所有者等と協議のうえ雪捨て場を決定するものとし、雪捨て場の受け入れ開始にあたっては、町民へ場所や受け入れ条件等を周知するものとする。

5.5 町役場職員の体制

町道除雪作業を円滑に実施するためには、町道や占用物件等の事前把握や機械の操作方法の習熟が必要である。

しかし、気象条件により降雪が長期間に及ぶ場合は、現行体制である建設水道課内人員では継続的な作業が困難になることが想定される。

その際、町道除雪経験職員の応援や各公共施設所掌部署等との連携をおこないつつ町民生活に極力支障を及ぼさない除雪体制の構築を図るものとする。

5.6 他道路管理者との連携

道路は種別ごとに管理者が異なっているが、ネットワークとして構成していることから他管理者と接続する箇所については、効率的な除雪作業となるよう事前に作業内容を調整しておくものとする。

また、災害級の豪雪時等においては自治体及び町内業者での対応が困難となることが想定されるため、除雪体制が充実している国・県等への支援要請も含めた対応を検討するものとする。

5.7 町民や関係者との協働

路面へ積雪が生じた後、状況に応じた体制や優先順位を基に除雪作業を開始するが、必要な作業を完了するまでには相応の時間を要することとなる。

一方、小中学校では登校時間が指定されていることから、除雪作業完了時間への制約が生じる。通学路の安全確保を図るためにも除雪作業主体や手法、体制などについて関係者との事前に協議しておく必要がある。

また、生活道路の除排雪については「町道路除雪活動支援」の制度拡充・周知・参加に努め、安全対策を実施したうえで地域住民の皆様との協働を推進するとともに、更なる協働の仕組みについても制度研究を進めることとする。

5.8 道路除雪作業に対する意識醸成

道路除雪作業を実施する際には、町民や事業者等の協力がかかせないことから、降雪期を前に道路除雪作業に対する協力内容の周知に努め意識の醸成を図ることとする。

(周知内容の例)

○間口の除雪

：　道路除雪は除雪車が道路の左右に雪を寄せる作業を基本とするため、家の間口や車庫前の除雪は各居住者へお願いする

○道路に雪を捨てない

：　民地や除雪された雪を道路や歩道に出すと路面凍結や凸

凹が生じ、交通事故の原因となることを理解いただくよう周知する。

○路上駐車をしない
：　路上駐車があると、除雪作業の支障や事故の原因となるだけではなく、救急車や消防車等の緊急車両が通れなくなることを理解いただくよう周知する。

○路上障害物は置かない
：　家の前や車庫出入口へ段差解消プレートや看板・ブロック等を置くと除雪作業の支障となることを理解いただくよう周知する。

○道路にはみ出た樹木の剪定
：　道路に樹木の枝がはみ出ていると除雪作業の支障となることをご理解いただくよう周知する。

○深夜・早朝作業への理解
：　通勤・通学時間帯に間に合わせるよう、深夜・早朝に作業を実施することがあることから、騒音・振動への理解を得るよう周知する。

○除雪作業に近づかない
：　除雪作業車から人などが認識できない場合があり危険なことから、除雪作業には近づかないよう、周知する。

○安全運転を心がける
：　冬期間は路面凍結や除雪作業後など滑りやすい状況が発生するため、事故防止のため更なる安全運転を心掛けるよう、周知する。

○不要不急の外出自粛
：　注意報や警報が発令されるような際は、降雪や凍結等により路面状況が悪化するため、不要不急の外出を控えるなどの対策を検討するよう、周知する。